

# 南房総市災害廃棄物処理実行計画(概要版)

## 【計画の目的】

令和元年台風第15号、その後の台風19号及び低気圧等による大雨により、市内全域で家屋損壊が発生し、南房総市は甚大な被害を受けました。

家屋損壊・倒木等により膨大な量の災害廃棄物が発生し、今後の復旧・復興に向けた取り組みの支障となっていることから、南房総市内で発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、必要な事項を定め、早期の復旧と復興を図ることを目的とします。

## 【災害廃棄物の発生推計量】

### ①家屋等から発生したごみ

家屋等から発生したごみとは、損壊した家屋から出る片づけごみや建物がれき等で仮置場に集積されるものです。建物の被害状況から推計した最大の推計量は下図のとおりとなります。

南房総市における建物被災状況（令和元年11月26日現在）

	全壊	大規模半壊	半壊 (解体)	半壊 (補修)	一部損壊	非住家	計
棟数 (速報値)	77	95	668		4,248	1,803	6,891
推計棟数	83	102	310	411	4,587	1,947	7,440
原単位	117	117	117	23	4.6	4.6	
推計値 (t)	9,711	11,934	36,270	9,453	21,100	8,956	97,424

※原単位は、千葉県災害廃棄物処理計画に示される発生量原単位です。

全壊及び半壊については水害の原単位を、一部損壊については被災者ヒアリングにより床上浸水の原単位を使用することとしました。

### ②処理が必要な倒木等

市道などで生活環境に支障があるため処理が必要な倒木等 5,428 t

### ③農林水産関係廃棄物

農林水産関係廃棄物のうち長期間放置すると周辺環境に支障が認められるもの 50 t

最大値 (①+②+③) 102,902 t ≒ 合計約100,000 t

## 【災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方（基本方針）】

- ・市民の生活環境を保全するため、優先度の高いものから迅速に災害廃棄物の処理を進める。
- ・可能な限り市内で処理し、市内で処理を行うことができない災害廃棄物は、市内で前処理（選別、破碎処理等）を行い、市外でその後の処理を行う。
- ・災害廃棄物の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。
- ・災害廃棄物の処理に係る経費の削減に努める。
- ・災害廃棄物の処理にあたっては、環境省、千葉県等に協力を要請する。

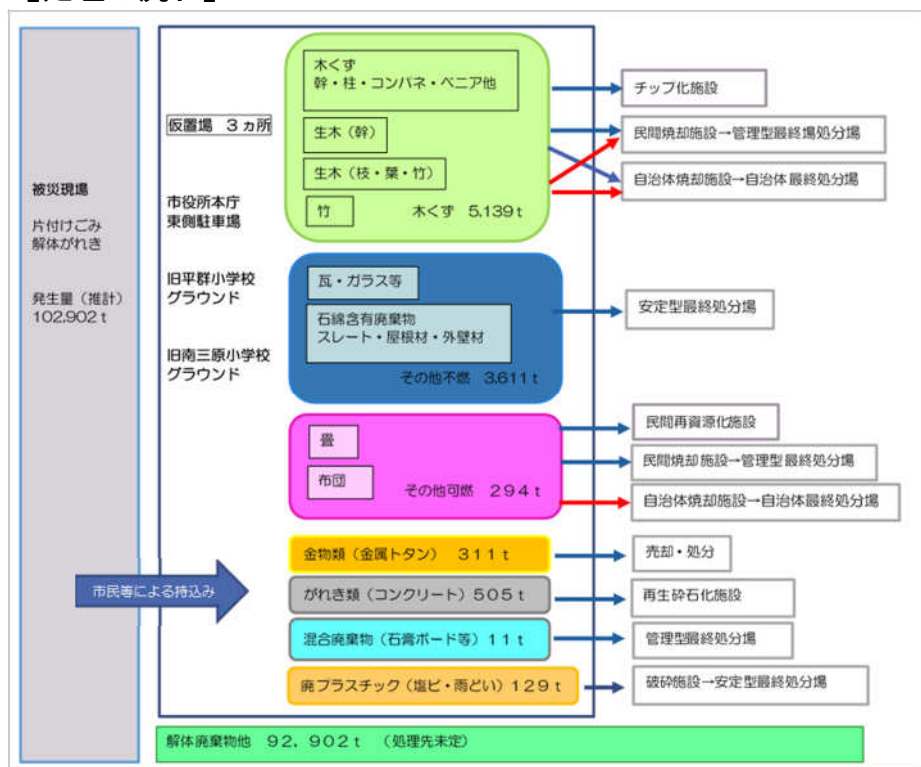
## 【災害廃棄物の処理期限】

令和3年3月31日までに終了することとする。

## 【処理のスケジュール】

	令和元年				令和2年					令和3年			災害廃棄物の処理完了
	9	10	11	12	1	2	3	...	12	1	2	3	
災害廃棄物処理実行計画	策定				計画の見直し、改訂								
災害廃棄物の撤去	被災現場からの撤去												
一次仮置場の運用	搬入・粗選別・搬出		粗選別・搬出	撤去・原状回復		搬入・粗選別・搬出				撤去・原状回復			
災害廃棄物の処理(片づけごみ)	中間処理・最終処分												
家屋解体等(公費解体等)					損壊家屋の解体								
災害廃棄物の処理(解体家屋等)					中間処理・最終処分								

## 【処理の流れ】



## 【仮置場】

被災現場から搬入された大量の災害廃棄物は、仮置場で選別・分別破碎などをして中間処理の施設、再資源化施設、最終処分場などに運ばれます。

仮置場からの搬出や、その後の処理のために、適切に分別することが必要です。



仮置場 市役所本庁東側駐車場

## 【計画の見直し】

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として、9月に推計した災害廃棄物の処理見込量を基に策定し、11月28日までの処理状況等により算出、加筆して策定したものです。

今後、災害廃棄物の処理を行う過程で、随時災害廃棄物の発生量等を見直し、本計画の改定を行います。